

## 令和6年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
包括外部監査の指摘及び意見		
1 学校教育の充実		
<b>(1) 総合教育センターを拠点とした遠隔授業の実施について【意見】</b>		
<p>教職員定数は生徒の収容定員に基づいて定められるため、小規模校では、個々の生徒の進路希望等に合わせて多くの選択科目を開講したり、ティームティーチングや習熟度別指導などの多様な指導形態をとったりすることが難しい状況にある。</p> <p>県では、北部の高校から南部の高校へのオンライン課外授業の配信を行っているが、配信校側の教員負担も少なくない状況である。遠隔授業を拡大していくにあたり、文部科学省の「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業における他県の取組」を参考に、総合教育センターにオンライン授業の配信機能を整備し、県内の高校への授業配信の検討を進めることが望ましい。</p>	<p>今後も中学校卒業生数が減少し、高校の小規模化やそれに伴う教員配置数の減少が想定される中、学校の場所や規模にかかわらず、全ての生徒が多様な学びを選択し、希望する進路を実現できるよう、専門性の高い教科・科目の遠隔授業を実施する必要があると考えています。</p> <p>そこで、令和9年度を目途に、単位認定につながる遠隔授業が実施できるよう準備を進めています。</p> <p>令和7年度は、県総合教育センターにおける配信機器等の整備、先進自治体の取組についての調査・研究、遠隔授業のための指導法・教材の準備等に取り組みました。</p> <p>また、令和8年度には、次年度からの本格実施に向けて、関連する条例・規則等を見直すほか、資格取得対策講座や共通テスト対応講座等の課外授業などを遠隔授業で先行して実施する予定です。</p>	<p>○教育政策課 (教育改革推進事業費)</p>
<b>(2) 県立高校へのふるさと納税等による寄付について【意見】</b>		
<p>SSH 支援事業終了後の学校及び SSH 指定以外の学校においても、魅力ある学校づくりが必要であることに変わりはなく、学校独自の特色のある様々な取組を充実させるため、事業費の確保が必要となる。そこで、事業費を確保する手段の一つとして、県が各県立高校への寄付を集める仕組みづくりを検討することが望まれる。</p> <p>例えば、京都府、富山県及び鹿児島県ではふるさと納税で各学校の取組に寄付することができるようにしているのを参考にされたい。</p>	<p>ふるさと納税制度は、本県にゆかりのある方に、本県の事業を直接応援していただける仕組みであることから、学校独自の特色のある取組を充実させるために、積極的に活用していくことといたしました。</p> <p>令和7年度に、現行のふるさと応援寄付金の仕組みの中に県立学校応援プロジェクトを追加する仕組みを構築したところです。なお、寄付の受付は、令和8年度から開始する予定としています。</p>	<p>○教育総務課 (高等学校学力向上推進事業費)</p>

### (3) 水産高校実習船「しろちどり」の積極的な活用について【意見】

水産高校の令和6年度入学者数は、定員を下回る状況である。  
全国の水産高校は、近年は経費削減や生徒数の減少等に伴い、実習船の廃止や中・大型実習船から小型実習船への切替え、複数校による協働運営が行われている。

一方、三重県立水産高校では、生徒数の減少がある中、令和5年度に総工費27億円をかけて実習船「しろちどり」を更新し、漁業・航海・機関学習を行うだけでなく、令和6年8月には、四日市港みなと祭で一般公開され、体験航海を行っている。さらに、災害発生時における非常用通信手段の確保や物資の輸送等、被災地への支援を目的とした連携協定をKDDI株式会社と締結しており、実習船の積極的な活用を行っている。

今後も実習船「しろちどり」には、子どもたちの防災意識を育む役割も期待されていることから、例えば、県内の市町教育委員会と連携し、中学校への出前授業や体験乗船など、引き続き、実習船の積極的な活用を検討することが望まれる。

令和7年11月に本県で開催された「第44回全国豊かな海づくり大会」では、天皇皇后両陛下が実習船「しろちどり」をご視察され、施設や長期航海実習の概要等を直接説明させていただきました。

また、三重県生涯学習センターや志摩市と連携した親子乗船体験を令和7年度に実施しました。小中学生とその保護者が、「しろちどり」に実際に乗船するだけでなく、船内での作業等を体験するとともに、乗船前後には学校概要の説明を行い、本校の特色や魅力等を発信しました。

また、災害に備えKDDIや志摩市と連携し、地域住民も参加して、「しろちどり」を活用した防災研修を実施しました。

今後も、「しろちどり」の積極的な活用を進め、水産高校の魅力を発信していきます。

○高校教育課  
(実習船運営費)

## 2 教職員の人材確保

### (1) 教職員の早期退職制度見直しの必要性について【意見】

令和5年度末に早期退職制度を利用した退職者は92名であった。  
教員採用選考試験の申込者数は減少傾向にあり、今後も大幅な増加が見込めない状況において、教員の人材確保は重要な課題である。教職員の人材確保のため定年延長を進めていく状況において、割増退職金を支給して早期退職を募る制度は、教員の人材不足をより悪化させる可能性がある。

そのため、中長期の人員計画に基づき、早期退職制度の目的を整理し、対象者の条件ごとに年齢構成の適正化がどの程度改善するかなどの施策の実施効果の検証を行い、廃止、又は対象者の条件をより限定するなどの対応が望まれる。

なお、県教育委員会は、令和6年度の早期退職者の募集を行わないこととしている。

早期退職者募集制度は、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、退職者を募集する制度であり、募集するかどうかについては、毎年度判断してきたところです。

昨今、教員採用試験受験者が減少するなど、人材確保の課題が深刻な状況となっています。このため、人材確保の取組として、教員採用試験の実施時期の早期化、受験要件の見直しを図るなど、採用面での取組を進めるとともに、働き方改革の推進など、採用後の教職員がやりがいを持って長く働き続けられる職場環境の整備に取り組んでいるところであり、一人でも多くの教職員が定年まで安心して働き続けていただく必要があります。

こうした状況をふまえ、令和6年度以降は早期退職者の募集を行っていません。

○教職員課(教職員退職手当)

<b>(2) 教員免許を持つ人材との接点を保持するための施策の実施について【意見】</b>		
<p>教職員や非常勤教職員が退職する際に、今後も働く意思が明確な場合は、非常勤勤務の候補者として連絡先の登録を行うが、退職する際に働く意思が明確でない場合は、連絡先の登録を行わないため、将来、本人が働く意思を持った際に、再度教職員として働くことが選択肢とならず、他業種に就職してしまう可能性がある。</p> <p>県の教育に緩やかに関わっていく人材の確保を目的に、退職者と緩くつながる退職者ネットワークを組織し、交流や業務の依頼を行うことが可能な人材の裾野を広げていくことが望ましい。</p>	<p>教職員を退職される方については、県立学校及び公立小中学校等において、退職の際に在籍していた学校の校長から今後講師として働いていただけるよう名簿への登録を働きかけているところです。</p> <p>加えて、県立学校については県教育委員会が、公立小中学校については地域ごとに当該の市町等教育委員会が、退職時に講師登録の意思が明確でない方についても、退職した教職員としてリスト化し、退職後一定の期間を経た後、リストをもとに講師登録等についての声かけを随時行っているところです。地域外での登録等を希望される方については、市町等教育委員会と県教育委員会が連携し、登録などを円滑に行えるように進めているところです。</p> <p>また、「教員として勤務した経験があり、再び学校で働きたいという希望を持つ方」等を対象に、再び教員をめざそうとする際の疑問や不安を解消する機会として「みえの未来の先生」相談会を実施しています。</p> <p>引き続き、あらゆる視点から教員の人材確保に取り組んでいきます。</p>	○教職員課（教職員退職手当）
<b>(3) 非常勤教職員の採用相談会のオンライン開催について【意見】</b>		
<p>非常勤教職員のニーズは今後高まっていくことが想定される。</p> <p>退職者以外へのアプローチとして相談会が対面形式で行われているが、非常勤での勤務希望者は、育児や介護による時間的な制約があり、日程の都合が合わず参加できない可能性や、応募の意思が明確でない場合に、対面形式の相談会は参加のハードルが高いと感じて参加しない可能性が考えられる。そこで、より多くの方が参加しやすいように、相談会のオンライン形式での開催を検討することが望まれる。</p>	<p>教員の人材確保に向けた取組の一環として、「教員免許保有者で教員として働いた経験がない方」「教員として勤務した経験があり、再び学校で働きたいという希望を持つ方」「これから教員免許を取得し、三重県の公立学校で教員を目指す方」を対象とした「みえの未来の先生」相談会を計6回実施し、104名に参加いただきました。今後、同様の相談会を実施する際には、多くの方が参加していただきやすいよう実施方法を検討していきます。</p>	○教職員課（高等学校報酬等）
<b>3 働き方改革の推進</b>		
<b>(1) みえスタディ・チェックの設問作成の委託について【意見】</b>		
<p>みえスタディ・チェックが開始してから10年以上経過し、その間にGIGAスクール構想が始まり、デジタルドリルなどのツールも充実しており、必ずしも県が独自で設問を作成する必要性は高くないと考えられる。そのため、効率化の観点から、設問作成工数を把握した上で、みえスタディ・チェックの設問作成を委託する可能性を検討することが望ましい。</p>	<p>みえスタディ・チェックの問題作成からCBTシステムでの問題提供及び結果分析までの作業工数と作成物を確認するとともに業務委託が可能な作業内容等を精選し、一部の問題作成を業務委託しています。</p>	○学力向上推進プロジェクトチーム（学力向上推進事業費）

<b>(2) 電話対応時の録音機能の活用について【意見】</b>		
学校にかかってきた電話の内容やニュアンスを正確に伝達し、事後的な検証を可能とするため、事前に通知した上で録音することを検討することが望ましい。	令和7年度当初予算に、県立学校における電話対応時の録音機能設置にかかる経費を計上しました。令和7年度末までに、全ての県立学校において設置される予定となっています。	○教職員課（学校における働き方改革推進事業費）
<b>(3) スクール・サポート・スタッフの人材確保について【意見】</b>		
<p>スクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）は、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、教員の業務の支援に従事し、負担軽減を図る支援スタッフである。</p> <p>データの入力、加工といったデータ処理業務は増加傾向にあり、業務負担が重くなる傾向があるものの、データ処理業務に対応できる人材の確保が難しい状況である。</p> <p>県教育委員会では、ハローワークにて求人を行っているが、教員の負担軽減のために必要な人材を確保するため、県教育委員会のホームページへの掲載や学校における保護者への情報提供など、効果的な募集を行うための工夫が望まれる。</p>	<p>スクール・サポート・スタッフとなる人材の求人は各学校で行っていることから、保護者や地域住民への周知・協力について、学校のホームページへの掲載や、学校運営協議会、PTA 総会等の機会も有効に活用するよう各校に働きかけました。</p> <p>また、教員養成を担う県内大学と連携した取組の枠組みを活用して、今後も大学生への情報提供を行います。</p>	○教職員課（学校における働き方改革推進事業費）
<b>(4) GIGA スクールサポーターのオンライン支援について【意見】</b>		
<p>県では、県立学校での ICT 環境の効果的な活用を促進するため、各校に GIGA スクールサポーターを派遣しており、教職員は月 1～2 回のサポーター訪問時にサポートを受けている状況である。</p> <p>県には、ヘルプデスクも設置しているが、利用者からのハードウェア、ソフトウェアの問い合わせ対応、簡易マニュアル作成及びパソコンの配備・管理サポートなど、機器やネットワークに関するものであり、具体的な活用方法に関する相談には対応していない。</p> <p>教職員への適時のサポートを可能とするため、ヘルプデスクにも具体的な ICT の活用方法に関する相談に対応できる体制を整え、オンライン支援の導入を検討することが望ましい。</p>	<p>教職員への適時のサポートについては、チャットやメール等のグループウェアも活用しながら、ヘルプデスクで対応しています。</p> <p>さらに、ICT がより効果的に活用されるよう、クラウド上に共有している全ての県立高校から収集した ICT の活用事例集を整理するとともに、指導主事による学校訪問や研修会等において引き続き周知していきます。</p>	○高校教育課（高等学校学力向上推進事業費）

#### 4 学校教育に関する不適切な事務の執行

##### (1) 予算策定

###### ア 県立高等学校に係る修繕費の予算執行科目について【意見】

県立高等学校において、本来「校舎その他修繕費」で執行すべき修繕費を、予算不足を理由として「校舎その他建築費」予算から執行していた。

予算策定時においても、主に修繕による原状回復が想定される「校舎その他修繕費」と、固定資産の増加や機能向上が想定される「校舎その他建築費」は、予算の妥当性を検証する際の切り口が異なると考えられる。

「三重県立学校施設長寿命化計画（令和2年3月、令和6年3月改定）」の目的である「学校施設の維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減と予算の平準化」を事後検証するためにも、修繕費については適切に分けて予算管理することが望ましい。

「校舎その他修繕費」は、県立高等学校及び特別支援学校の施設・設備の老朽化を逐次補修し、教育環境として満足できる学校施設・設備を維持することを目的とする予算であり、主に各県立学校の修繕に係る裁量予算として学校に予め配分しています。

また、「校舎その他建築費」は、県立高等学校における教育の円滑な実施を図るため、学校施設等の整備を図ることを目的とする予算であり、県立高等学校の大規模な工事や、各高等学校において執行する小規模な工事、校舎その他修繕費の裁量予算内では実施できない修繕等に対応したものです。

特に、発生の予測が難しい各県立学校の修繕案件には迅速に対応することが必須であり、引き続き柔軟に執行しています。

○学校経理・施設課（校舎その他建築費）

###### イ 校舎その他修繕費の予算区分について【意見】

「特別支援学校費」の予算設定があるにもかかわらず、特別支援学校に係る予算を「高等学校費」に含めしまうと、「高等学校費」は高等学校に係る予算を表すものではなくなるため、特別支援学校に係る予算は、「特別支援学校費」にて予算計上・予算執行すべきである。

なお、予算区分することにより、非効率な事業運営となることが想定されるのであれば、規模の小さい学校の修繕費の予算を集約して教育総務費に予算計上することも一案である。

「校舎その他修繕費」は、その予算の目的を「県立高等学校及び特別支援学校の施設・設備の老朽化を逐次補修し、教育環境として満足できる学校施設・設備を維持する」としており、高等学校費の事業目として計上していますが、高等学校と特別支援学校の規模の小さい修繕費を柔軟に対応できるよう集約した予算です。本予算を特別支援学校に係る予算として執行することは目的に沿っているものであり、検討の結果、従来どおり予算計上しています。

○学校経理・施設課（校舎その他修繕費）

##### (2) 契約金額の妥当性

###### ア 適切な予定価格の設定について【意見】

総合教育センター管理運営費の三重県総合教育センター樹木伐採作業委託について、少額随意契約においても予算の効率的な執行は重要であり、あらかじめ設定した予定価格と事業者が算定した見積金額とを比較することによって、価格が適当かどうかを判断し相手方を決定することが望ましい。

過去の実績等から適切に予定価格を設定して見積と比較していますが、今後もより一層効率的な執行に取り組みます。

○研修企画・支援課（総合教育センター管理運営費）

### イ 一者入札の原因分析と改善策について【意見】

特別支援学校統合寄宿舎建設時の電話設置工事及びネットワークの構築・更新にかかる業務が一者入札となっており、電話設置工事については、予定価格で落札されていた。一者入札となった要因については分析を行い、改善点があると認められる場合には、改善策を講じ、より競争性・公平性が高い入札となることが望まれる。

電話設置工事は特定の業者に限定されるような工事ではなく、特殊な条件も付けていません。今後も入札を行う際は、競争性・公平性が確保された入札となるよう、十分検討していきます。

また、学校情報ネットワーク事業の調達については、仕様書等をあらかじめ確認し、入札事業者を限定する条件は付していないことを確認しました。今後も引き続きRFI等により仕様を見直し、参加できる事業者が少数に限定されない競争性・公平性の高い入札となるよう努めていきます。

○学校経理・施設課（特別支援学校施設建築費）  
○教育総務課（学校情報ネットワーク事業費）

### ウ 契約手続の公平性・経済性について【意見】

予定価格が10万円未満の随意契約は、見積合せを省略することができるが、同一年度に同一事業者と同種複数締結されている契約が見受けられた。

公平性の観点から、随意契約を10万円未満に分けて発注していないことが証明できる書類を保管することが望ましい。

また、経済性の観点から、まとめて発注することにより、価格を下げる可能性があるか検討することが望ましい。

過去の実績等から適切に予定価格を設定して見積と比較していますが、今後はスケールメリットをいかした発注の検討も含め、より一層効率的な執行に取り組みます。

久居高等学校において、工事の施工箇所やその必要性・緊急性などを勘案して発注方法を検討するとともに、計画的な工事の施工に今後も努めていきます。

○研修企画・支援課（総合教育センター管理運営費）  
○久居高等学校

### エ スクールバスの調達方針の検討について【意見】

スクールバスの調達方針について、購入とリースのどちらに経済的合理性があるかを適切に検討できていないため、スクールバスのリース料と購入した場合のバスの本体価格とランニングコストの合計を比較することにより、スクールバスの調達方針を検討することが望まれる。

バスの調達から5年間、10年間、15年間に要するトータルコストを算出し、比較検討を行ったところ、バスを購入し、運行をバス業者に委託する方法が支出を抑えられ、経済的合理性において優れているという結果になりました。しかし、購入には多額の経費がかかるため、更新が先延ばしになる傾向があります。その結果、経年劣化を起因とする故障が増え、修繕や代替バス手配にかかる経費が増加しており、それに伴う事務量の増加も考慮する必要があります。また、運行委託契約において、運転手不足や価格高騰による入札不調が全国的に増加しています。このような現状も踏まえ、他県の状況を参考にしながら、情勢に応じて、今後も引き続き検討を続けていきます。

○特別支援教育課（特別支援学校スクールバス整備事業費）

<b>オ 特別支援学校のスクールバスへの広告について【意見】</b>		
<p>特別支援学校のスクールバスの年間広告掲載料は 40,000 円であるのに対し、県有スクールバスへの広告貼付業務委託料は 59,400 円となり、仮に 1 年で広告掲載が終了した場合には、赤字となる。財源確保も目的とするスクールバスへの広告であることから、広告料の見直しや解約不能期間の設定等が望まれる。</p>	<p>広告料は据え置き、広告貼付業務委託料（広告物の作成・掲載および撤去にかかる費用）はすべて広告主の負担とするよう要領の改正を行いました。令和 8 年度広告募集分から適用します。</p>	<p>○特別支援教育課（特別支援学校スクールバス等運行委託事業費）</p>
<b>(3) 契約事務の効率化</b>		
<b>ア 消防用設備等の法定点検業務の契約事務の集約について【意見】</b>		
<p>消防用設備等の法定点検に係る委託契約は、11 地区に分けて点検業務を委託しているが、令和 5 年度の委託先は 3 社のみと限定的である。そのため、契約事務の効率化の観点から、自家用電気工作物の保安管理委託や都市計画区域などを参考にして、エリアを集約して委託先を選定することが望ましい。</p>	<p>令和 7 年度の消防用設備等点検・報告業務においては、契約事務の効率化の観点から、エリアを 11 地域から 8 地域に集約し仕様の見直しを行いました。</p>	<p>○学校経理・施設課（財産管理事務費）</p>
<b>イ パソコン教室の情報教育機器設備リース契約事務の効率化について【意見】</b>		
<p>県立学校のパソコン教室の情報教育機器設備については、授業カリキュラムにより必要な仕様が学校ごとに異なることから、各学校にてリース先を選定し、契約を行っている。</p> <p>契約期間については、年度別にグループ化されているものの、契約日付が学校によって異なることから、管理上煩雑である。そのため、今後の契約を更新する際には、契約日付を合わせる等の契約事務の効率化を図ることが望まれる。</p>	<p>高校教育課が当該年度更新分を一括調達することで、各校における情報担当教員および調達担当職員の負担を軽減できるよう、準備を進めていきます。</p>	<p>○高校教育課（情報教育充実支援事業費）</p>

#### (4) 業務完了検査

##### ア 委託先から提出された車両管理簿の適切性の確認及び給食委託業者の研修実績報告書の提出状況の確認について【指摘】

特別支援学校給食配送業務委託において、県所有の車両が業務以外の目的で利用されることなく、適切に利用されていることを確認するため、委託先から提出された車両管理簿に不備がないことを確認すべきである。

また、松阪あゆみ特別支援学校の給食調理業務委託において、調理員に対する研修は、食品安全の確保や栄養バランスに関する知識の習得、調理技術の向上に資するものであり、特に調理員に対する衛生管理研修は、安全安心な給食の提供に不可欠なものである。研修実施報告書は、調理員に対する研修が年間研修計画書どおりに確実に実施されていることを確認するための重要な資料であるため、確実に入手した上で、研修の実施状況を確認するべきである。

特別支援学校給食配送業務委託において、該当校には、委託事業者に注意喚起を行うとともに、契約が確実に履行されていることを確認するため、委託事業者に提出を求めている書類については、チェックシート等を作成し、不備や提出漏れがないか必ず確認を行うよう伝えました。なお、県所有の車両による配送は令和5年度で終了しているため、令和6年度以降は該当ありません。

また、松阪あゆみ特別支援学校の給食調理業務委託において、委託事業者に未提出分の研修報告書の提出を求めました。併せて、研修実施後は速やかに報告書を提出するよう依頼しました。

令和6年度は、委託事業者から提出された年間研修計画書に基づき、提出すべき報告書と時期のチェックリストを作成し、委託事業者と報告書提出の進捗状況を共有して提出を求めました。(令和6年度に実施分はすべて提出済みです。)

○特別支援教育課（特別支援学校給食調理・配送業務委託事業費）

○松阪あゆみ特別支援学校

##### イ 業務完了報告書受理後10日以内の検査の実施について【指摘】

特別支援学校給食配送業務委託に関する仕様書第9条（検査）において、委託業務が完了したときは、業務完了報告書を受理後、10日以内に検査を行うものとされているが、10日以上経過した日付で検査が行われているものがあったため、10日以内に完了できるよう留意すべきである。

委託業務が完了し、業務完了報告書を受理した際は、三重県会計規則に従い、10日以内に検査を実施するよう、注意喚起を行いました。(令和6年度以降分において、適切に処理されていることを確認済みです。)

○特別支援教育課（特別支援学校給食調理・配送業務委託事業費）

<b>(5) 債権管理</b>		
<b>ア 長期滞留債権の総額の把握について【意見】</b>		
<p>進学奨励事業は貸与事業としての役割を終え、現在は貸付金の未収金の債権管理事務を行っている。令和5年度末時点の未収金残高は、高等学校等進学奨励金返還金が16,936,567円(1,442件)、大学等進学資金貸付金が2,907,000円(47件)であり、回収金額より回収コストの方が高つく可能性がある。</p> <p>債権管理要綱第7条には、督促状送付後、一部の返還がされないまま3年以上経過する債務者に対して、法的措置の検討を行う旨規定されているため、該当する債権金額を把握し、法的措置を検討することが望まれる。</p>	<p>貸付金の未収金となっている債権回収対策として、納期限までに納付しない債務者に対して督促状や電話により返還を促し、必要に応じて戸別訪問することにより当該債権に関し3年以上返還に応じない債務者はありません。</p> <p>ご意見を踏まえ今後も無理のない範囲内でできるだけ1回の返還額を増やしてもらうなど回収コストの削減を図りながら債務者に対し返還を完了していただくよう取り組んでいきます。</p> <p>また、3年以上返還に応じない債務者が出てきた場合は、要綱に基づき法的措置についても検討していきます。</p>	○人権教育課 (進学奨励事業費)
<b>イ 債権放棄の検討について【意見】</b>		
<p>滞納されている奨学金に対する債権のうち、最も古いものは平成15年度のものであり、貸付開始から30年近くが経過しており、連絡先が不明な債権も含まれており、令和5年度末時点の未収金残高は、51,321,273円(783人)である。回収可能性が低い債権を管理する人件費等の回収コストの発生も想定されることから、できる限り回収を試みた上で、回収が不能と考えられる債権については、一定の基準を設けて、債権放棄を検討することが望まれる。</p>	<p>長期未収債権については、「三重県高等学校等修学奨励金返還金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、時効満了日に留意しながら順次法的手続きを進めているところであり、令和7年度は6件、2,608,200円の債権について支払督促を行いました。</p> <p>今後、回収不能債権に該当する債権で、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第14条の要件を満たしている債権があれば、財政課と協議のうえ適切に放棄を進めていきます。</p>	○教育財務課 (高等学校等進学支援事業費)
<b>ウ 債権回収方法の多様化について【意見】</b>		
<p>県では令和8年9月までに、国から重点的に要請のあった「公物の占有に伴う使用料としての性質を有する公金」の収納について、二次元コードを活用した新たな公金収納方法の導入が検討されている。奨学金の返済について、現在選択可能な支払方法は、口座振替と払込票による支払い(コンビニ払い・銀行払い)の2種類あるが、収納率向上を目的として、二次元コード決済やクレジットカード払いなど、支払い方法の多様化を検討されたい。</p>	<p>奨学金の返還方法としては、現状でも、PayB又はモバイルレジによるバーコード決済が可能であり、金融機関窓口やコンビニエンスストアの店頭に出向かなくてもお支払いいただくことが可能となっていますが、返還者の利便性向上のため、引き続き支払方法の多様化について検討していきます。</p>	○教育財務課 (高等学校等進学支援事業費)

<b>(6) システム管理</b>		
<b>ア 安全なログインパスワードの設定及び定期的な変更について【指摘】</b>		
<p>教職員人事管理システムへのログインパスワードについて、「三重県電子情報安全対策基準 情報セキュリティ対策基準 6.4.3 パスワードの管理」に定める「パスワードは十分な長さとし、想像しにくい組み合わせにすること」というルールを満たさないものとなっていたため、形式的な桁数の要件を満たすだけでなく、その文字列の組み合わせは無作為にするなど想像しにくい組み合わせとすべきである。</p> <p>また、ネットワーク及び PC へのログインパスワードについて、「三重県電子情報安全対策基準 情報セキュリティ対策基準 6.4.3 パスワードの管理」に定める 1 年に 1 度の変更を実施していなかったため、県で定めたルールに従った運用が求められる。なお、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）から、パスワードを定期変更する必要はなく、流出時に速やかに変更する旨が 2023 年に示されており、県は今年度中にパスワードの定期変更を不要とするよう、三重県電子情報安全対策基準の見直しを行うこととしている。</p>	<p>教職員人事管理システムへのログインパスワードについて、システムへのユーザー登録の際に管理者側で設定する初期パスワードが三重県情報セキュリティポリシーに規定する基準を満たさないものとなっていたとの指摘があったことを受け、令和 6 年 8 月 9 日付けでユーザー全員に三重県情報セキュリティポリシーに沿ったパスワードに変更・管理を行うよう通知しました。新たにユーザー登録を行う際には、規定に沿った初期パスワードを付与するとともに、各ユーザーにおいても適切に取り扱うよう求めています。</p> <p>また、ネットワーク及び PC へのログインパスワードの扱いについては、「三重県電子情報安全対策基準」に定めたルールに従って適切に運用を行っていきます。</p>	<p>○教育総務課（学校情報ネットワーク事業費）</p> <p>○教職員課（教職員人事管理システム運営費）</p> <p>○松阪あゆみ特別支援学校</p>
<b>イ EDR のログの分析について【意見】</b>		
<p>サーバーやパソコンの不審な挙動を検知し、迅速かつ適切な対応を取ることができるよう EDR（Endpoint Detection and Response）が導入されているが、蓄積されたログの分析は行われていない。</p> <p>導入された EDR では不正アクセスの検出及びその対応まで実施できているが、さらなる対応として、攻撃や不正な侵入の試みの頻度等、ログの分析等も行い、セキュリティ対策に万全を期す方策を探ることが望まれる。</p>	<p>セキュリティ対策については、EDR による不正アクセスの検出及び対応に加え、さらなる対応として、ログの分析等、より有効な方策の導入に向け、事業者への聞き取りや調査等を行っていきます。</p>	<p>○教育総務課（学校情報ネットワーク事業費）</p>
<b>(7) 固定資産管理</b>		
<b>ア 水産高校における消防用設備点検で発見された不良箇所のフォローについて【指摘】</b>		
<p>水産高校の消防用設備点検で発見された不良箇所については、生徒の安全確保の観点から、速やかに対応すべきである。</p>	<p>消防用設備点検において、早急に改善が必要と判断された箇所については、必要な予算を確保し、令和 7 年 1 月 31 日付けで予算令達に基づき入札公告手続きを行い、令和 7 年 2 月 14 日に契約、同年 3 月 3 日に修繕工事が完了しました。</p>	<p>○水産高等学校</p>

**イ 特別支援学校の空調、総合教育センター施設、特別支援学校スクールバス、水産高校施設、学校給食調理器具の更新について【意見】**

特別支援学校の空調設備には、前もって更新の必要性を認識していれば、8月の夏季休暇期間に工事が可能であり、生徒にも影響が少ない時期に実施できたとともに、随意契約ではなく一般競争入札などで、より安価な契約締結ができた可能性もあるため、今後は、耐用年数を超えた設備については保守や点検を実施し、更新や修繕の必要性を検討することが望まれる。

総合教育センター施設の老朽化、水産高校の水回りの漏水を含む老朽化への速やかな対応が望まれる。

特別支援学校スクールバスについては、今後も更新を進めるとともに、法定点検だけでなく、引き続き1日1回の運行の開始前の点検を十分に行い、生徒の安全性の確保に努めることが望ましい。

学校給食の調理器具等の更新については、現場担当者の判断に任せるのではなく、例えば、会計システムから耐用年数を超過している備品の一覧を出力し、当該備品に関する状態について確認や、注意喚起を実施するなど、異物混入が起こらないようリスク管理を強化するためにも県からも積極的に備品更新を促す取組を実施することが望まれる。

各県立学校における空調設備については、機器更新や保守点検の必要時期等を十分に把握し、適切な管理を行い、急な設備更新が発生しないよう計画的に設備更新できるように努めました。

総合教育センター施設の老朽化については、優先順位をつけて速やかに対応します。

水産高等学校の水回りの漏水を含む老朽化については、令和6年度に体育館南側天井を改修し、令和7年度に武道場渡り廊下を改修、1号棟渡廊下と実習棟の2階廊下天井の雨漏り修繕を実施しました。学校内で優先度を検討し、必要な予算を確保したうえで改修工事を行うなど、適切な施設管理に今後も努めていきます。

特別支援学校スクールバスについては、令和7年度は3台更新を行いました。令和8年度においても3台更新予定です。今後も更新を進めるとともに、法定点検とあわせ、運行開始前の点検を十分に行い、児童生徒の安全性の確保に努めます。

学校給食の備品については、財務会計システムの情報により、購入後の経過年数やメンテナンスの状況を把握し、更新計画を作成しました。それを基に、耐用年数を大幅に超過したものについて備品更新を促す等、異物混入の未然防止に取り組みました。

○学校経理・施設課（特別支援学校施設建築費）

○研修企画・支援課（総合教育センター管理運営費）

○特別支援教育課（特別支援学校スクールバス整備事業費）

○保健体育課（県立学校給食の衛生・品質管理事業費）

○水産高等学校

**ウ 現物の無い資産について【指摘】**

物品管理状況一覧表に基づき、現物確認を行ったところ、下記状況が見受けられたため、適切かつ効率的な備品管理の観点から、物品管理状況一覧表を実態に合わせて適時に更新する必要がある。

- ・返品又は廃棄した備品にも関わらず、一覧から削除されていないもの

毎年度実施している備品チェックにおいて、複数職員による確認など、厳格に確認を行うよう校内で周知徹底し、適正な管理に今後も努めていきます。なお、返品又は廃棄した備品については、備品台帳から削除しました。

○水産高等学校

エ 物品管理状況一覧表の更新について【意見】

物品管理状況一覧表に基づき、現物確認を行ったところ、下記状況が見受けられたため、適切かつ効率的な備品管理の観点から、物品管理状況一覧表を実態に合わせて適時に更新することが望まれる。

- ・ 保管場所を変更した際に登録を変更していないもの
- ・ 物品管理状況一覧表の保管場所と実際の保管場所が異なるもの
- ・ 5万円未満のため消耗品に該当するが、備品として登録されているもの
- ・ 利用見込みが不明なもの

各学校において、適切かつ効率的な備品管理に今後も努めていきます。久居高等学校において、消耗品相当の物品を備品登録する際には効率的な管理となるよう、その必要性を見極めて慎重に判断していきます。なお、5万円未満の消耗品については、所属の長が必要と認める場合は備品として登録可能であるため、特定財源を充当したものは今後も管理が必要な備品として管理していきます。また、利用見込みが不明なものについては、先ず整理整頓を進め、そのうえで校内で不要と判断したものについては廃棄・再利用も含め適切に対応しました。

水産高等学校において、毎年度実施している備品チェックにおいて、複数職員による確認など、厳格に確認を行うよう職員会議などで定期的に校内で周知徹底し、適正な管理に今後も努めていきます。

松阪あゆみ特別支援学校において、指摘を受けた備品について、財務会計システムの保管場所名称を設定し、修正しました。校内で「備品移動報告」の様式を定め、教員が教育活動において使用する備品等の保管場所を変更した場合は事務室へ報告するように周知し、備品の保管状況の把握に努め、物品管理状況一覧表を実態に合わせて更新しています。

○久居高等学校  
○水産高等学校  
○松阪あゆみ特別支援学校

オ 固定資産ラベルの貼付方法について【指摘】

借上物品やプロジェクターに管理ラベルが貼付されず、別途保管している状況であった。借上物品については、例えば、ラベルの素材をはがしやすいものに変えることや、備品の近くの壁や床にラベルを貼ること、または、物品管理状況一覧表のシステムより出力した借上物品の一覧表を各ロケーション単位で保管するべきである。また、プロジェクターについては、スイッチボックスに貼付するなど、資産管理責任を果たすためにも管理ラベルの貼り付けを徹底すべきである。

借上物品については、物品標示票の素材をはがしやすいものに変え、それを貼付することを、引き続き出納局に検討を依頼していきます。松阪あゆみ特別支援学校において、備品を購入した際は、担当事務職員が物品標示票を貼ることを徹底するとともに、貼ったことを別の事務職員が確認することとしました。また、年に1度実施している一斉備品確認の際には、物品標示票が貼付されているかどうかの確認をもれなく行うよう、点検者に周知徹底しています。

○研修企画・支援課（総合教育センター管理運営費）  
○松阪あゆみ特別支援学校

<b>カ 備品の実地棚卸について【意見】</b>		
総合教育センターの物品管理状況一覧表に記載されている資産が実在することを確認することは資産管理責任を果たす上で当然に求められるものであり、実地棚卸に関するルールを定め、適切に運用していくことが望まれる。	実地棚卸に関するルールを定め運用していくことを検討します。また、職員が確認し易い手法を定め物品管理を適切に行っていきます。	○研修企画・支援課（総合教育センター管理運営費）
<b>(8) 資金管理</b>		
<b>ア 資金前渡に関する金銭受領書について【意見】</b>		
<p>松阪あゆみ特別支援学校では、修学旅行における緊急時のタクシー代等の資金の前渡しをしているが、金銭受領書等の資金の受け渡しが適切に行われたことを証明することのできる書類の作成が行われていなかった。</p> <p>一般的に、資金の受け渡しは、受渡し側と受取り側の認識齟齬が生じると大きな問題につながりやすく、慎重に行う必要がある。受渡し側と受取り側の双方を保護するためにも、金額、日付、現金受渡者、現金受取者等を記載した金銭受領書を作成することが望まれる。</p>	指摘を受け、資金前渡が必要な場合に教員から事務室に提出している「現金支払依頼書」に受領確認欄を追加し、現金授受の記録を取っています。	○松阪あゆみ特別支援学校
<b>5 学校諸費等の取り扱い</b>		
<b>(1) 生徒会費決算期間の未設定について【指摘】</b>		
<p>令和元年度から令和5年度までの生徒会決算書を確認したところ、会計監査報告日付が3月中の日付となっており、日付も年度によって異なっていた。</p> <p>保護者負担の軽減のために効率的な執行を検討する際、決算数値の年度比較により、現状分析を行うことが考えられるが、会計期間が定められておらず、年度によって会計期間が異なる場合、年度間の比較可能性を失い、適切な現状分析による効率的な執行を行うことが難しくなる。また、生徒等及び保護者への説明責任を果たすために、定められた会計期間の収入及び費用を正確に計上する必要があるが、会計期間が定められていないと、信頼性のある決算報告を行うことが難しくなる。</p> <p>そこで、例えば、会計期間を3月20日から3月19日までとするなど、「生徒会会則」にて実務に応じた会計期間を定め、信頼性のある生徒会決算書の作成が必要である。</p>	生徒会会則において、会計期間を毎年3月16日から翌年3月15日と改定しました。適正な会計処理に今後も努めていきます。	○水産高等学校

<b>(2) 日付が空欄の領収書及び過年度領収書の添付について【指摘】</b>		
<p>令和5年度の支出調書に日付が空欄のままの領収書や、過年度の領収書が添付されていた。</p> <p>学校諸費に関する事務手続を適切に実施するため、領収書受領時に、形式に不備がないか確認する必要がある。</p> <p>また、原則、支出した年度の費用として処理する必要があり、やむを得ず過年度分の支出が必要な場合は、通常の処理とは別に、例えば、生徒総会での承認を得るなどの対応を行う必要がある。</p>	<p>久居高等学校において、学校諸費等に関する事務手続において、保護者に疑問を持たれることがないように、領収書受領時に日付を記入するなど形式上も不備がないか適切に確認を行っていきます。</p> <p>水産高等学校において、支出関係書類チェック表を導入し、「学校諸費等に関する取扱い要領」に基づき、適正な会計処理に今後も努めていきます。</p>	<p>○久居高等学校 ○水産高等学校</p>
<b>(3) 生徒会費で購入した備品の管理について【指摘】</b>		
<p>備品は、管理台帳や備品シールの貼付により、所在や管理者を明確にしておかないと、備品の紛失や盗難のリスクが高まる。また、教職員の交代時に備品の情報が引き継がれないことにより、購入した備品が活用されなかったり、二重で購入したりするリスクがある。このような状況では、効率的かつ適切な生徒会費の執行が行われているとは言えない。</p> <p>そのため、生徒会費で購入した備品についても、県有の備品同様、管理台帳や備品シールの貼付による管理を行うべきである。</p>	<p>三重県会計規則に基づく備品管理に準じ、生徒会備品台帳を作成し、台帳に登録することで、適正な備品管理に今後も努めていきます。</p>	<p>○水産高等学校</p>
<b>(4) 私費会計処理の効率化について【意見】</b>		
<p>学年単位で購入した際、購入を担当した教員は、支出目的と金額を記載した用紙を作成して各学級に配り、各学級会計では、それを支出時の証憑のように支出調書にのり付けしていた。</p> <p>効率性の観点から、学年単位で購入した際の学級の負担額については、エクセルで一元管理したものを共有フォルダで管理し、各学級会計を担当する教員はそのファイルを見に行くなどの方法とするなどの改善が望ましい。</p>	<p>令和7年度より、一部の学年で会計区分を減らしたことにより担当教員の負担軽減に繋がりました。エクセルでの一元管理、情報の共有化については、一定のシステム構築、ルール設定などにより今後もさらなる効率化を検討していきます。</p>	<p>○松阪あゆみ特別支援学校</p>

**(5) 「学校諸費等自己点検表」の校内検査者記載漏れについて【指摘】**

令和5年度の給食会計の「自己点検表」を確認したところ、校内検査を行った者2名のどちらにも、氏名の記載が無かった。担当者に確認したところ、給食会計に対する校内検査は実施されており、単なる記入漏れであるとのことであった。

教育委員会事務局の検査を受ける際、「自己点検表」を総括した「学校諸費等検査結果表」を作成し、教育委員会事務局学校経理・施設課長に提出する必要がある。そのため、「自己点検表」は、「学校諸費等検査結果表」の根拠資料となる。

そのため、「学校諸費等に関する取扱い要領」に第11条第1項に従い、収支計算書に関する校内検査が適切に行われたことの記録を残すため、点検結果の記載状況の不備について確認する体制を構築すべきである。

「学校諸費等に関する取扱い要領」に基づく会計自己点検及び検査結果を学校経理・施設課に報告する際の決裁ルートに事務職員を加えることで、点検結果の記載状況について、さらに確認できる体制を整えました。

○松阪あゆみ特別支援学校

**(6) 学校諸費等自己点検表への項目の追加について【意見】**

各県立学校では要領第10条第1項に基づく会計自己点検を毎年実施しているものの、「校長が学校諸費に指定しない部活動費」の必須実施事項の実施有無については「学校諸費等自己点検表」の項目にないため、点検項目として追加することが望ましい。

なお、(2)に記載した、領収書の不備についても、点検項目として追加することが望まれる。

令和7年度の「学校諸費等に関する取扱い要領」に基づく会計自己点検及び検査における「学校諸費等検査結果表」には、部活動費に関するチェック項目及び会計書類等の内容に不備がないかの確認項目を追加しました。

○学校経理・施設課（高等学校運営費